

調査の必要性		
1	被扶養者の実態確認調査を行う理由を教えてください	被扶養者として該当しない方が扶養に入っていると、余計な医療費や納付金を健康保険組合が負担することになり、健保財政に大きな影響を与えます。その結果、将来的には、保険料を引上げることに繋がりがかねないため、厚生労働省の指導に基づき、扶養の範囲や収入状況の変化を確認するために毎年実施しています。
2	期限までに調査の回答を実施しなかった場合はどうなりますか？	被扶養者の認定可否が判断できないため、健康保険法施行規則第50条第7項「検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」に基づき、2021年11月1日付で被扶養者の資格を削除します。削除後に無効となった被保険者証を使用し、医療機関を受診または各種健診等の補助を受けた場合は、後日医療費・健診費用を返還請求させていただきます。
3	証明書関係の入手費用は健保に請求できるのか？	被扶養者の資格証明は被保険者の義務と健康保険法で定められているため、受益者（扶養家族の申請をした被保険者）の負担です。提出いただかない場合は、義務を果たしていただけないと判断し扶養から抜けていただくこととなります。
扶養認定基準		
4	被扶養認定の収入基準を教えてください。	<p>オムロン健康保険組合 H P 「健康保険に加入する人」の「家族：被扶養者」をご確認ください。</p> <p>URL: <a href="https://www.omron-kenpo.org/structure-insurance/insurance-participation.php">https://www.omron-kenpo.org/structure-insurance/insurance-participation.php</a></p>
5	扶養できる範囲を教えてください	
6	収入と所得の違いを教えてください。	
7	自営業の扶養認定基準を教えてください。	
8	自営業の直接的経費とは何を指すのか教えてください。	
9	法律改正による扶養条件の追加内容を教えてください。	
10	海外に居住している父母の扶養はできますか？	
11	妻（60歳未満）のパート収入が、認定基準額上限の130万円を超えていました。どうしたらよいですか？	
扶養実態調査全般		
12	私（被保険者）は8月21日に退職予定ですが、システムへの登録と書類の提出は必要ですか？	<p>①退職後にオムロンの退職者保険（任意継続・特例退職保険）に加入される場合 「調査票」および提出書類すべて必要です。</p> <p>②退職後にオムロンの退職者保険（任意継続・特例退職保険）に加入されない場合 healthy-kenpo@omron.comまで退職するため回答ができない旨をご連絡ください。</p>
13	被扶養者が海外留学中です。システムへの登録と書類の提出は必要ですか？	2020年4月1日の法改正により被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」と追加されました。海外に留学している学生は、例外的認定事由に該当するため、すべて必要です。
14	家族帯同で海外赴任中です。回答は必要ですか。	扶養家族が国外にいらっしゃる場合は、調査対象外のため不要です。健康保険組合にメールにて保険証の記号・番号と対象者をご連絡ください。メール: healthy-kenpo@omron.com
15	調査対象者は7月に就職しています。すでに「健康保険被扶養者（異動）届」で連絡済みなのに対象者メールが届きました。どうしたらよいですか？	2021年6月末日時点の取得情報で作成しているため、作成日以降の7月に提出された書類は、システムには反映されていません。システムの「調査票記入・修正画面」にて職業選択の回答を「①扶養削除(他の健康保険に加入)」としシステム登録を実施してください。その他の手続きは不要です。

コロナ禍による対応		
16	被扶養者がコロナ禍に伴い昨年度（R2年）の収入が扶養認定基準上限を一時的にこえてしまいました。今年度（R3年）は超えない予定です。どうしたらよいですか？	<p>新型コロナ関連の対応により、昨年度の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合には、引き続き被扶養者として認定されます。</p> <p>（厚労省HPリンク：<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkouiryuu/denguefeverqa00018.html#Q6-2">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkouiryuu/denguefeverqa00018.html#Q6-2</a>）オムロン健保では、以下の書類を提出いただくことで、一時的な収入増加と判断し扶養の継続を認めます。</p> <p>①直近3カ月の給与明細の写し ②勤務先が作成する証明書類</p> <p>：昨年の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加ではなく、新型コロナウィルス対応の影響による、一時的な収入増であると記載されている書類（定型フォーマットなし、勤務先押印必要）</p>
17	収入増加が1年のみと思っていましたが、翌年の収入見込みでも扶養認定基準額を超えそうです。扶養の継続はできますか？	<p>原則として、一時的な収入増として認められるのは1年間のみです。2年目以降も継続して収入基準額を超えるのであれば、一時的な収入増としては認められないため、収入基準額を超過した時点で扶養から外れていただく必要があります。</p> <p>ただしR3年のワクチン接種業務に関わる医療職の方は、厚労省の通知によりワクチン接種に関わる給与収入は収入として含めないこととなっています。詳細はQ20をご確認ください。</p>
18	特別定額給付金（10万円）は収入に含まれますか？	一時的な給付金のため、収入には含まれません。
19	自営業で持続化給付金（100万円上限）があり扶養認定基準額上限を超えています。扶養の継続はできますか？	<p>扶養認定は、給付額がわかる書類の提出により、給付額を収入から減額して判定を行います。</p> <p>減額した残りの収入額が扶養認定基準額を超えていなければ扶養継続できます。</p> <p>給付を受けておられる方は調査票に☑と給付額をご記入ください。</p> <p>添付書類は、給付通知書を提出してください。もし給付通知書を紛失した場合は、銀行通帳の該当する部分の写しを提出してください。</p> <p>銀行通帳は、該当する部分以外はマジックなどで黒く塗りつぶしてください。</p> <p>※注意：高齢受給者証の割合判定の場合、持続化給付金は収入に含まれるますので、ご注意ください</p>
20	被扶養者がコロナワクチン接種業務に従事する医療職で今年度（R3）の収入見込額が扶養認定基準額を超える見込です。扶養を抜ける必要がありますか？	<p>厚労省の通知（<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage19044.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage19044.html</a>）により、「令和3年4月～令和4年2月末までコロナワクチン接種に従事した医療職(※)の接種業務に関する給与を収入確認の際の収入として含めないこと」とされており、</p> <p>したがって、ワクチン接種業務による収入増の場合は、引き続き被扶養者として認定されます。</p> <p>なお次年度（R4年度）の扶養実態調査では、申立書の提出が必要となります。</p> <p>対象となっている医療職の方は、コロナワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市区町村、医療機関等）に収入額に関する申立書を記載してもらってください。記載された申立書は次年度まで保管をお願いいたします。</p> <p>書類は健保HPからダウンロードしてください。</p> <p>URL: <a href="https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/64/moushitate.docx">https://www.omron-kenpo.org/system/data/news/64/moushitate.docx</a></p> <p>※対象医療職： コロナワクチン接種業務に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士</p>